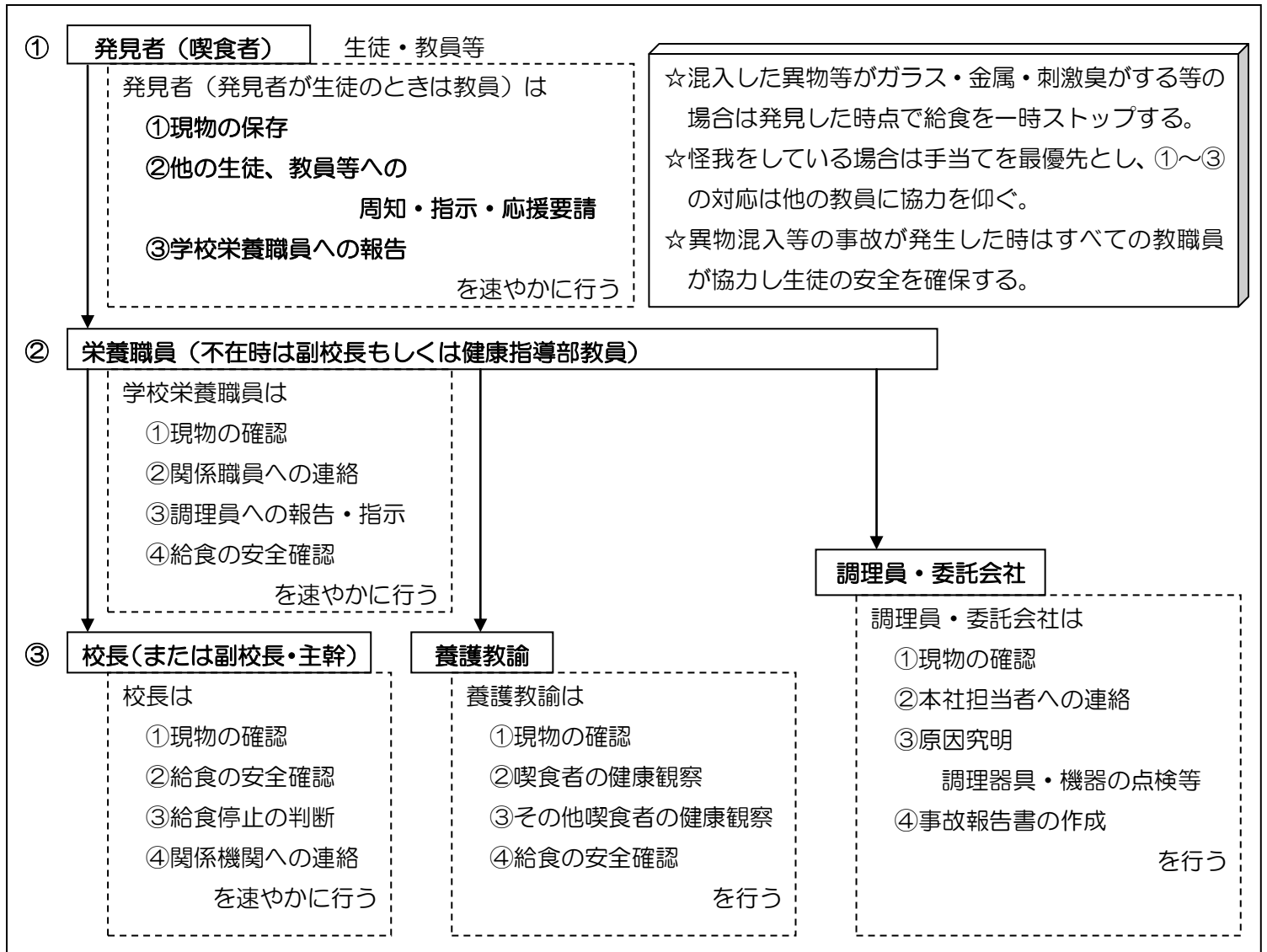


学校給食における異物混入時の対応マニュアル



保護者への対応

- ①必要に応じて保護者全員に対し異物混入の事実経過を文書で報告する。（必要があれば保護者会を開催）
- ②給食が中止または一部中止のときは、早急に保護者全員へ連絡する。
- ③異物を発見するなど被害にあった生徒および保護者へは経過を含め、電話等で謝罪と状況説明を行う。

その他、関係機関への対応

- ①必要に応じて学務課給食保健係へ連絡 TEL03-3686-5261
- ②給食保健係の指示のもと関係機関等への連絡、報告書作成等を実施する。
- ③混入した異物が、明らかに給食調理室内のものとは考えにくい場合で怪我等につながる場合（釘・針・刺激臭がする等）は、給食保健係の指示を受けた上で、必要に応じて管轄保健所に連絡する。
江戸川保健所 TEL03-3658-3177